

2006年2月8日

No.52

又市征治 国政だより

又市征治事務所
発行責任者 谷岸 孝士
富山市下新町 4-27
TEL 076-441-0800
HP: www.s-mataichi.com

個人住宅の雪下ろしも特別交付税対象に 又市幹事長「交付税増収の1兆3500億円は今年度内に配分せよ」

又市幹事長は2月3日、補正予算の地方交付税をめぐる参院総務委員会で竹中総務相らに質問した【写真。右は竹中氏】。

ポイントは二つ、①豪雪で自治体の負担は道路等だけでない。高齢者等住宅の雪下ろしにも政府は「特別交付税」として配分せよ。

②交付税財源が年度末に1兆3,516億円増収となった。これを法律どおり年度内に自治体に交付せよ。



政府、雪害で初めて自治体の高齢者等支援費を算定へ

【①について】これまで政府の雪害対策は、道路と公共施設だけを対象に普通交付税（総務省、毎年）・特別交付税（臨時）と、国交省の補助金（臨時）で手当てしてきたが…

又市議員 自治体が行なっている高齢者・障害者宅の雪下ろし補助に対してはゼロだった。今回初めて調査し、特別交付税で算定するそうだが、調査結果はどうか。

総務省 特別交付税で算定する。高齢者等に223自治体で8億円使っている。

又市議員 雪下ろし作業の実勢価格は1日2～5万円なのに助成は1万円程度。回数も限定されるので高齢者からは「くらしがカツカツで頼めない」との声があがっている。万全の算定をせよ。また災害救助法は市町村を単位とするため、合併後の旧町村部に適用されないおそれがあるがどうか。

厚生労働省 山間部の実態に即して弾力的に適用する。

又市幹事長「交付税は地方の固有財源だ 増収分1.3兆円は当年度中に自治体に渡せ」

【②について】地方交付税は今年度末、国税収入の増を受け1兆3,500億円増えた。これにつき交付税法6条の3は、当（2005）年度内に自治体に交付せよと定めているのに、政府の補正予算では自治体に渡さず、大半の1兆2,900億円を翌年度に繰り越すという。「交付税は国の裁量で地方に恵んでやる」という態度だ。

又市議員 交付税は自治体固有の共有財源だ。地方財政法第4条の3も、超過した場合の用途は「積立か財産取得か減債」に使えと自治体に委ね、国の干渉を認めない。それでなくても小泉政権は地方交付税を、合併や「基準財政需要額」の切り込みや「寒冷地補正」の適用地縮小などで2000年度に比べ25%、5兆5,000億円も削った。これを埋めるためにも上記の1兆3,500億円は年度内に自治体に配分せよ。

竹中総務相 法律ではそうだが、交付税はフローの財源不足がある以上、この増収分は来年度の財源に回す方針で、特例法として提案した。

★補正予算はこの日、参議院本会議で自民・公明のみの賛成で成立。社民党は交付税のほか、米軍の辺野古移転の調査費、アスベスト対策の不備などの理由で反対した。